

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること  
とがある旨の告示(中小企業課)  
飼料の試験の結果の概要(畜産課)  
土地取用法による土地の立入り(管理課)  
公共測量の終了(〃)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 都市計画事業の事業活動の変更の認可(下水道課)
- 小売りさばき人の届出事項の変更(会計課)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)
- 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施(三件)(管理課)  
採石業務管理者試験の合格者(河川課)
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 正 誤 平成七年三月鳥取県告示第二百三十四号中訂正  
平成七年六月六日付鳥取県公報第六千六百八十号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百六十五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることであるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社びんごや	届出に係る建物の名称 びんごやスーパーショップ湖山店	届出に係る建物の所在地 鳥取市賀露町一二六一一外
--------------------	-------------------------------	-----------------------------

### 鳥取県告示第四百六十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成七年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要							
				粗たん 白 質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	水 分 (%)	備 考
境港市 松景精麦株式会社 社山陰工場	境港市外江町37 49 松景精麦株式会社	加熱圧ベンとうもろこ し(麦ぬか5%)	平成 7年 5月	7.8	3.5	2.8	1.4	0.03	0.24	12.6	
	山陰工場	加熱圧ベンとうもろこ し(ハイキュブ5%)	〃	8.4	3.7	3.1	1.9	0.09	0.26	12.4	
岡山県倉敷市 西日本飼料株式 会社	西伯郡名和町大字 名和990	日清印肉牛用配合飼料 スーパー粗粒前期	平成 7年 4月	13.8	3.8	4.9	6.0	0.98	0.65	12.1	
	島根米穀株式会社 穴道営業所名和運 送倉庫	日清印肉牛用配合飼料 スーパー粗粒後期	〃	11.5	3.5	3.4	5.0	0.80	0.47	12.3	
		日清印若牛用配合飼料 肉牛粗粒育成	〃	14.0	3.7	5.3	5.2	0.67	0.62	13.3	
		日清印肉牛用配合飼料 黒毛後期	〃	12.0	3.9	4.5	4.2	0.49	0.51	12.6	

注1. 飼料の名称の欄中「㊟」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第四百六十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空送電線路 中国第二東幹線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字西字塚字又毛谷右平、字又毛谷左平、字檜ヶ谷、字ネサガ途平、字又毛谷、字ケモン所、字又毛谷口、字坂ノ谷、字吉ヶ谷、字野保志原、字流レ谷、字吉ヶ谷口、字吉ヶ谷中及び字吉ヶ谷奥、大字河津原字ケモドコ、字マア谷口、字マア谷、字河津原ノ上、字河津原奥、字場谷、字小谷口上、字スゲ谷口、字山口、字奥田口、字山口上、字下モノ谷、字ヲコ屋敷、字奥田、字水落、字河津原、字小谷口、字尾崎及び字川尻並びに大字東字塚字百カン谷、字大カケ谷、字津満屋、字大成、字池谷奥、字弥平田平、字横路、字休ミ、字高尾、字高尾谷、字大谷、字隠谷上、字井手ノ上、字荒神谷口、字追河内及び字ホド原地内

日野郡日野町場字鉦山、字ヒヤ谷及び字コヤトコ、野田字亥守山、字大草里、字柿ノ木ソネ、字長ウネ奥ノ谷、字長ウネ口ノ谷、字タキノ上へ、字堤谷、字小屋床山、字宮谷東平ラ、字芳ヶ谷、字三井平山、字道ノ上へ、字宮谷西平ラ、字狐塔、字勝負山及び字マブノ上へ、津地字峠谷東平、字奥メウガ谷、字上ノ谷、字下ノ谷、字石原平、字カウカ塔平ラ、字曲ノ上エ、字下横畑、字行岸ノ上エ、字清水田、字行岸詰、字矢下タ、字ゼンガウ、字マト場及び字黒田、本郷字出口川邊、字出口岸ノ下モ、字大谷畑、字小谷、字平林、字田代、字茶園ヶ峰、字山ノ神西平ラ、字縄手ノ上、字山

ノ神ノ元、字西平ラ、字釜ノ谷、字桐ノ木塔、字寺平ラ、字カシキ谷奥、字カシキ谷、  
 字ササゴウネ、字塚ノ原、字下モノ谷、字上ミノ藪、字大津恵、字足谷、字堤ノ上エ、  
 字桐ノ木谷、字坂ノ上エ、字赤畑、字重箱瀧、字又左衛門瀧、字瀧ノ上エ、字野路谷  
 及び字野路谷奥、根雨字梨子ノ木谷奥及び字野路山、高尾字野路山、字若林、字小丸  
 丹後畑、字塔、字アザミ谷上ミ平ラ、字アザミ谷下モ平ラ、字小屋ノ谷下モ平ラ、字  
 小屋ノ谷上ミ平ラ、字倉谷屋敷、字小谷、字宮ノ向、字大曲リ下モ平ラ、字大曲リ、  
 字タカノス下モ平ラ、字タカノス上ミ平ラ、字奇付谷、字稗田ノウヘ、字細塔、字細  
 塔奥、字細塔日向平、字屋敷ノ上ヘ、字アカハネ丸山、字坪塔、字代、字大塔アセブ  
 ガウネ、字野路大塔、字谷奥、字塔尻及び字宮ノ上ミ、濁谷字登峯ノ一、字登峯ノ二、  
 字登峯ノ三、字登峯ノ四、字流田ノ一、字流田ノ貳、字丸山流田、字大畑ノ一、字大  
 畑ノ二、字オノ木谷、字梨子木谷ノ一、字梨子木谷ノ二、字梨子木谷ノ三、字場ヶ谷  
 ノ一、字場ヶ谷ノ二、字場ヶ谷ノ三、字アケ谷ノ一、字アケ谷ノ二、字アケ谷ノ三、  
 字アケ谷ノ四、字山根田、字奥畑、字下町ノ向、字森谷ノ一、字森谷ノ二、字森谷ノ  
 三、字森谷ノ四、字森谷ノ五、字森谷ノ六、字森谷ノ七、字森谷、字柳谷ノ一、字柳  
 谷ノ貳、字若杉ノ一、字若杉ノ二、字若杉ノ三、字若杉ノ四、字今森、字岩穴ノ一、  
 字岩穴ノ二、字岩穴ノ三、字岩穴ノ四、字岩穴ノ五、字上ノ峯、字奥ツエ尻、字勝負  
 ケ塔、字勝負塔尻、字登リ峯尻、字大平ノ前、字下町前川端、字奥ツイ巻、字奥杖  
 ノ二、字奥杖ノ三、字奥杖ノ四、字奥杖ノ五、字大平ラ、字大平ノ一、字大平ノ二、字  
 大平三及び字下モ奥ツエ、秋縄字足谷ノ二、字足谷三、字足谷四、字足谷五、字八上  
 之一、字八上之二、字大平、字カケ、字コサレノ二、字コサレ、字竹ノウエ、字地主  
 ケ市道ウエ、字長日南、字中葛畑一、字中葛畑二、字中葛畑三、字小葛畑、字葛畑一、  
 字葛畑ノ二、字葛畑ノ三及び字葛畑ノ四、金持字野谷、三土字日南ノ七、字日南ノ八、  
 字日南ノ九、字日南ノ十一、字日南ノ十二、字日南ノ十四、字日南ノ十五及び字丸谷  
 並びに板井原字大井呑西畑、字仲ノ谷、字畑谷及び字峠根山内地内  
 同郡溝口町畑池字山ノ神谷、字萩峰、字大蕎麦、字大蕎麦尻、字大歳下モ、字大歳、  
 字谷中東山、字後城山、字射矢谷奥、字大畑、字下ノ谷、字森谷奥、字森谷、字城山、  
 字横畑、字森脇、字土居谷、字土居谷奥、字森脇ノ上、字権現谷、字上ノ名谷、字塩

瀧、字山根田、字上ノ名谷尻、字下番匠谷、字番匠谷奥、字中祖ノ上、字上ノ妙、字  
 ヒヒ田、字番匠谷、字北谷下平、字反田、字反田河原、字井手ノ下タ、字東中山、字  
 西中山、字西ケ市、字竹ノ下タ、字北谷尻、字北谷、字丸山、字清水、字池田ノ向、  
 字橋ノ下モ、字寺田、字古池田、字石垣道上、字石垣前田、字鍛冶屋ノ谷、字石垣、  
 字オノ木向、字松木平、字池田石垣、字小鳥谷、字オノ木、字小鳥畑、字小鳥向、字  
 九郎兵衛谷、字八郎兵衛谷、字下廣畑、字廣畑、字上廣畑、字谷中下、字曲リ及び字  
 瀧坪地内  
 四 立ち入ろうとする期間  
 平成七年六月十三日から平成八年十月二十日まで

**鳥取県告示第四百六十八号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
 第二項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた  
 ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（基準点測量、総合現況図作成及び地区界測量）
- 二 作業地域 鳥取市晩稲、南隈、賀露町、江津及び秋里地内
- 三 終了年月日 平成七年三月二十七日

**鳥取県告示第四百六十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二  
 十条第一項の規定に基づき、境港市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の  
 写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供  
 する。

平成七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業 深田川土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市上道町字西荒山、字横枕、字鏡田、字西横枕、字荒山、字尻田向、字横土手及び字上横土手、清水町字於曾池並びに芝町字下横枕並びに蓮池町及び、米川町の一部

鳥取県告示第四百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から平成十一年三月三十一日まで

（変更前昭和五十二年三月一日から平成八年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 倉吉市中河原字道久橋、字下河原、字屋敷通、字沢、字北野道、字後屋敷、字東、字南河原、字西川端、字京免、字竹ヶ鼻及び字上林、小鴨字長隈、字中道、字下り手、字姫路河原、字下河原、字青木、字宮ノ後及び字欠口、蚊ヶ丘町、みどり町字中田、字谷畑、字早稲田、字四十二丸、字宮ノ平、字大平ル、字下神坂谷及び字高畔並びに八幡町

2 変更する部分 倉吉市生田字神主田

鳥取県告示第四百七十一号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 山陰合同銀行 上後藤支店	売りさばき場所	米子市上後藤二丁目 二一八	米子市上後藤八丁目 四九一六	平成七年六月五日
株式会社 山陰合同銀行 桜谷支店	〃	鳥取市正蓮寺一〇九	鳥取市正蓮寺三八一	平成七年六月十二日

鳥取県告示第四百七十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年七月一日から施行する。

平成七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

賀露漁業協同組合	本 所	鳥取市賀露町	株式会社山陰合同銀行 賀露支店
酒津漁業協同組合	本 所	気高郡気高町 大字酒津	株式会社山陰合同銀行 浜村支店

賀露漁業協同組合	本 所	鳥取市賀露町	株式会社山陰合同銀行 賀露支店
----------	-----	--------	--------------------

を

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭

和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年六月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ギンギラパラダイス	株式会社三洋物産
〃	CRマジカルパニック2	〃
〃	CRニューロードスターV	〃
〃	スクランブルエッグ2	〃
〃	ニューロードスター2	〃
〃	ニューロードスター	〃
〃	冒険島2	〃
〃	CRニューロードスター	〃
〃	CRちゃんじゃらV	株式会社大一商会
〃	セクシュームソンA	〃
〃	ちゃんじゃら	〃
〃	CRアニ丸	株式会社竹屋
回胴式遊技機	アラジンマスター	サミー工業株式会社

公 告

県立皆生養護学校特別教室棟改築等工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成7年6月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立皆生養護学校特別教室棟改築等工事
- (2) 工事場所 米子市東福原
- (3) 工事内容

ア 本工事は、既設校舎等の一部を解体撤去し、肢体不自由児童生徒の教育の場である普通教室、特別教室、渡廊下等の改築を行うほか、既設校舎の一部を改造するものである。

イ 工事施工に当たっては、すでに解体撤去された場所に、7年度工事部分(指定部分)である普通教室の一部、職員室等を先に完成させ、次に8年度工事範囲内の既設校舎の解体撤去を行い、同年度工事部分である特別教室、普通教室等を施工するものである。

ウ 特に、指定部分完成後接続を行う既設校舎、県立皆生小児療育センター等においては、使用されている状態での工事のため、工事車両の出入りに伴う生徒の安全確保、騒音及び振動に伴う作業制限、既設部分との取り合い調整、切替え作業の時間制限等があり、各作業工程において綿密な仮設・安全・施工計画等を立て施工する必要がある。また、工事は限られた狭い空地の中において行われるため、別途発注予定の設備工事等との間で作業工程及び納まり上の調整等を図る必要がある。

ある。

(4) 工事の規模、構造等

ア 特別教室棟

構造	鉄筋コンクリート造地上2階建
面積	延べ床面積 7年度工事部分(指定部分) 約1,008㎡ 8年度工事部分 約2,519㎡

基礎

杭基礎 露出アスファルト防水及びFRP防水

外 壁

コンクリート打放し吹付けタイル

イ 渡廊下棟

構造	鉄骨造平屋建
面積	延べ床面積 7年度工事部分(指定部分) 約 24㎡ 8年度工事部分 約 36㎡

ウ 既設校舎の改造

理科室及び職員室を、普通教室及び多目的ホールに用途変更(内装改修等)

エ 解体撤去建物

構造	鉄筋コンクリート造平屋建
面積	延べ床面積 約 561㎡

オ 別途発注予定の工事

電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事及び植栽工事

(5) 工 期 平成7年9月から平成9年3月25日まで(予定)

ただし、指定部分は平成8年3月25日まで(予定)

2 技術資料の提出を求める対象者

技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (2) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般建築工事に係るものを有

すること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における建築一式工事の総合数値が820点以上であること。

(4) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。

(5) 平成7年6月13日(火)から同年8月1日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成2年度以降に、鉄筋コンクリート造延べ床面積500㎡以上の建築工事を元請として施工した実績があること。

(7) 次に掲げる基準を満たす監理技術者及び主任技術者をそれぞれ1名以上当該工事に専任で配置できること。

ア 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で、鉄筋コンクリート造延べ床面積500㎡以上の建築工事に従事した経験があること。

イ 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する者。

(8) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。

(9) 当該工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある業者でないこと。

3 技術資料の作成及び提出

技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

平成7年6月13日(火)から同月28日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係

(2) 技術資料の提出

ア 提出期間

平成7年6月13日(火)から同月28日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係

ウ 提出方法

技術資料は、持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係(電話番号0857-26-7347)である。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

米子コンベンションセンター新築機械設備工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成7年6月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 米子コンベンションセンター新築機械設備工事

(2) 工事場所 米子市末広町

(3) 工事内容

米子コンベンションセンターは、環日本海交流の西の表玄関として、鳥取県が対岸諸国との経済と文化、人と地域が交流する中核施設として建設するコンベンション施設であり、会議棟とホール棟から成る。

ア 情報と交流をイメージした楕円形のホール棟は大小のホールからなり、多目的用途の大ホールは2,000人規模の国際会議などが開催できるホールで、客席を床下に収納すれば展示会、見本市などが開催できることとなる。また、空調・消防用設備は展示会場、国際会議などいろいろな催しに支障なく使用できる設備である。

また、会議棟の空調設備は、国際会議をはじめとする各種の会議に支障のないよう、低騒音で、各室で個別に運転及び制御が可能な空調システムである。

イ 施設の給排水設備の管理は中央監視室で行い、給水設備は上水道及び工業用水で飲用・雑用水に供給し、排水は合流式で公共下水道に放流する。

ウ 工事の施工に当たっては、工事種目が多岐にわたるため綿密な施工計画を作成し、別途発注予定の建築工事、電気設備工事及び舞台設備工事などの関係者と十分な意思疎通を図り、安全管理、工程管理及び品質管理に努めること。

エ 建物の規模及び構造

(ア) 会議棟 鉄骨鉄筋コンクリート造地上6階地下1階建、塔屋付

建築面積 約2,801㎡

延べ床面積 約7,667㎡

ホール棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上4階

建築面積 約5,122㎡

延べ床面積 約9,048㎡

(イ) 用途 コンベンションホール

(4) 機械設備工事の規模及び概要

ア 本工事

衛生器具設備 自動水栓、節水型大小便機、厨房機器設備

給排水設備 上水・工業用水(受水槽加圧給水方式)、公共下水道(合流式)、雨水(水路自然放流、ポンプ式)

消火設備 スプリンクラー設備(開放型、閉鎖型)、連結送水管設備、CO<sub>2</sub>消火設備、粉末消火設備

給湯設備 局所方式、中央方式

ガス設備 都市ガス(中圧引込み)

空調設備 吸収式冷温水発生機、空冷ヒートポンプエアコン、ダクト併用方式、平一ダクト

暖房設備 蓄熱材電熱ヒーター

換気設備 第1種換気方式、第3種換気方式

排煙設備 機械排煙設備

自動制御設備 電子式、電気式、デジタル式

イ 別途発注予定工事

建築工事、電気設備工事、昇降機設備工事、舞台機械設備工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事及び植栽工事

ウ 期 平成7年9月から平成10年1月31日(予定)

(5) 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。



<p>イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。構成員の出資比率は、10分の3以上であること。</p> <p>エ 本工事に専任の監理技術者を配置することができること。</p> <p>オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち管工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における管工事の総合数値が1,300点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(管工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(オ) 平成7年6月13日(火)から同年8月1日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(カ) 平成2年度以降に、管工事(鉄筋コンクリート造・延べ床面積7,000㎡以上)を元請として施工した実績があること。</p> <p>ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(キ) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、管工事(鉄筋コンクリート造・延べ床面積7,000㎡以上に限る。)に従事した経験を有するものを当該工事に専任で配置できること。</p>	<p>(ク) 中国地区内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 県内に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち管工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における管工事の総合数値が750点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(管工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(オ) 平成7年6月13日(火)から同年8月1日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(カ) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、管工事(鉄筋コンクリート造・延べ床面積300㎡以上に限る。)に従事した経験を有するものを当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(キ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(ク) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>技術資料等は、技術資料作成要綱に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間</p>
--	---

<p>平成7年6月13日(火)から同月28日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間 平成7年6月13日(水)から同月28日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>ウ 提出方法等 技術資料等は持参のうえ提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係(電話番号0857-26-7347)である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p> <p>米子コンベンションセンター新築電気設備工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。</p>	<p>平成7年6月13日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 米子コンベンションセンター新築電気設備工事</p> <p>(2) 工事場所 米子市末広町</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>米子コンベンションセンターは、環日本海交流の西の表玄関として、鳥取県が対岸諸国との経済と文化、人と地域が交流する中核施設として建設するコンベンション施設であり、会議棟とホール棟から成る。</p> <p>ア 情報と交流をイメージした楕円形のホール棟は大小のホールからなり、多目的用途の大ホールは2,000人規模の国際会議などが開催できるホールで、客席を床下に収納すれば展示会、見本市などが開催できることとなる。また、照明・拡声設備及び映像などの設備は展示会場、国際会議などのいろいろな催しに幅広く使用できる設備である。</p> <p>また、会議棟の会議室は、国際会議をはじめとする各種の会議に対応できるように映像情報設備、同時通訳システムなどを設け、いろいろな会議に使用できる会議室である。</p> <p>イ 館内施設の管理は、会議棟に中央監視室を設け、電気、空調、給排水設備等の監視制御と館内監視用ITVテレビ等により行っている。</p> <p>ウ 工事の施工に当たっては、工事種目が多岐にわたるため綿密な施工計画を作成し、別途発注予定の建築工事、機械設備工事及び舞台設備工事などの関係者と十分な意思疎通を図り、安全管理、工程管理及び品質管理に努めること。</p> <p>エ 建築物の規模及び構造</p> <p>(ア) 会 議 棟 鉄骨鉄筋コンクリート造地上6階地下1階、塔屋付 建 築 面 積 約2,801㎡</p>
---	---

<p>延べ床面積 約7,667㎡                  延べ床面積 約9,048㎡</p> <p>ホール棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上4階                  建築面積 約5,122㎡</p> <p>(4) 電気設備工事の規模及び概要</p> <p>ア 本 工 事                  受変電設備 構内配電線路設備、受変電設備                  自家発電設備 原動機：ガスタービン機関、発電機：三相三線式6、6KV A・750KVA                  蓄電池設備 非常電源用：鉛蓄電池(300AH)                  中央監視設備 電気、空調、給水排水等の監視制御                  幹線動力設備 幹線設備(分電盤含む)、一般動力設備、防災動力設備、展示対応電力設備                  電 灯 設 備 一般電灯設備、コンセント設備、非常照明設備、誘導灯設備                  照明器具設備 一般照明器具設備、非常照明灯器具設備、誘導等器具設備                  避雷設備 避雷針設備                  電話配管配線 構内通信線路設備、電話配管配線設備、展示対応通信設備、自動電話交換機設備                  防 災 設 備 自動火災報知設備、防火排炎設備、ガス漏れ設備                  弱 電 設 備 拡声設備、LAN設備、インターホン設備(身体障害者警報、誘導鈴設備)、電気時計設備、表示設備(呼出し)、館内C A T V設備、監視テレビ設備(ホール、会議室用、施設管理 I T V)、駐車場管制設備                  外 灯 設 備 構内外灯                  映像情報設備 多目的ホール映像システム、国際会議室映像システム、電子会議室AVシステム、案内情報システム等</p>	<p>舞台設備配管 多目的ホール舞台照明配管設備・音響配管設備、小ホール舞台照明配管設備・音響配管設備                  台照明配管設備・音響配管設備</p> <p>イ 別途発注予定工事                  建築工事、機械設備工事、昇降機設備工事、舞台機械設備工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事及び植栽工事</p> <p>(5) 工 期 平成7年9月から平成10年1月31日(予定)</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。</p> <p>ウ 構成員の出資比率は、10分の3以上であること。</p> <p>エ 本工事に専任の監理技術者を配置することができること。</p> <p>オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち電気工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における電気工事の総合数値が1,300点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(電気工事業)の許可を受けて</p>
---	--

<p>いること。</p> <p>(4) 平成7年6月13日(火)から同年8月1日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 平成2年度以降に、電気工事(鉄筋コンクリート造、延べ面積7,000㎡以上)を元請として施工した実績があること。</p> <p>ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出资比例で実施したものに限る。</p> <p>(6) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、電気工事(鉄筋コンクリート造・延べ床面積7,000㎡以上に限る。)に従事した経験を有するものを、当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(7) 中国地区内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(8) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 県内に本店を有する者</p> <p>(9) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれも該当しないこと。</p> <p>(10) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち電気工事に係るものを有すること。</p> <p>(11) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における電気工事の総合数値が750点以上であること。</p> <p>(12) 平成7年6月13日(火)から同年8月1日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(13) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付</p>	<p>を受けている技術者で、電気工事(鉄筋コンクリート造・延べ床面積300㎡以上に限る。)に従事した経験を有するものを、当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(14) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(15) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間 平成7年6月13日(火)から同月28日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間 平成7年6月13日(火)から同月28日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料等は持参のうえ提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係(電話番号0857-26-7347)である。</p>
---	--

- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

平成7年6月6日に実施した第24回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成7年6月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

武田 優 湯越 正巳 山内 茂 福山 英雄 河崎美砂江  
安道ちえみ 堀 廣明

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年6月13日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏 俊

1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの  
2 開催の日時及び場所

種別	区分		場 所	受 講 対 象 者
	日	時		
経 験 者 講 習	平成7年7月5日	午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市龍町1丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
	平成7年7月14日	午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署 会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者
	平成7年7月25日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に居住 する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,200円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品  
筆記用具及び印鑑

正 誤

平成七年三月鳥取県告示第二百三十四号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 二 四八九の四 四八九の四（以上二筆国有林）

平成七年六月六日付鳥取県公報第六千六百八十号中四頁上段の鳥取県公安委員会告示第三十三号を鳥取県公安委員会告示第三十四号に訂正する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】